



認定証有効期限の記載について

2014 年 9 月 30 日

ペリージョンソン ラボラトリー アクレディテーション インク

日本における代表/技術委員会

國富 佳夫

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

PJLA は、SOP-1「認定手順」Rev.1.9(10.2 項参照)に記載しておりますように、複数種の認定サイクルによって発行していた認定証の基準を改め、2011 年 5 月 1 日より全ての適合性評価機関に 2 年間の認定サイクルを設定致しました。但し、認定証の有効期限は適合性評価機関が認定を終了する意思表示をされ、契約を解除しない限り有効であることを明確にしております。この内容は、適合性評価機関と締結している契約書第 16 条 3 項にも、「本契約が解約または解除された場合、本契約を履行するためにPJLAによって発行された認定証は、解約または解除の発効日をもって、以後自動的に無効となり失効する。」と記載されており、認定証の有効期限を超過した場合の無効については条文にございません。

この認定証の発行にあたっては、ILAC 及び APLAC の認証を受けており、ISO/IEC 17011;7.11.3 項「再審査及びサーベイランス」における認定サイクルの規定にも満足していることが、当該機関による継続維持審査でも確認されております。

しかし近年、一部のお客様(適合性評価機関のお取引先など)より、認定有効期限の記載がない認定証について「国際間の貿易相互協定(WTO/TBT 協定など)における文書として有効であるか」といったお問い合わせを受けるようになり、PJLA では認定証の有効期限を必要に応じて記載する手段を取っております。

現在、米国国内で発行している新規認定審査と認定証再発行審査後の認定証には「*Expiration Date*」(日本語訳：認定証有効期限)として、次回の認定証更新日を記載しておりますが、日本ではお客様からの要求がなく、現時点ではこの記載を行っておりません。

日本において、2011 年 5 月以前にご契約された適合性評価機関には、5 年間の認定サイクルが設定され有効期限が設けられております。2011 年 5 月 1 日以降にご契約された適合性評価機関には、有効期限の記載はなく 2 年毎に認定証の更新(再発行)が行われており、現在 2 種類の認定サイクルが運用されている状況です。このことを受け、認定証の記載統一をはかるため、SOP-1 の基準に従い前者の認定証が徐々に切り替わる 2015 年 5 月以降から発行する、新規認定及び更新認定の認定証には「認定証有効期限(次回の認定証更新日)」を記載する対応を進めております。本有効期限は、原則として「**審査日から 2 年+4 ヶ月後の最終日**」とさせていただきます。

今後、「認定証有効期限(次回の認定証更新日)」の記載をいたしますが、上述のとおり認定終了および契約解除のお申し出がない限り認定は有効であり、またサーベイランスおよび更新審査の実施をもってその有効性が確実であることを証明し、従来どおり認定サービスをご提供してまいります。

今後ともご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具